富士高等学校定時制　いじめ防止基本方針

１　いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は「いじめ防止対策推進法」に基づき、静岡県立富士高等学校定時制の課程（以下、本校定時制と称す）におけるいじめの防止、早期発見及び対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めたものである。

２　いじめの防止等の基本的な考え方

（1）いじめの定義

【いじめ防止対策推進法】

（定義）

第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４　この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- インターネットを介して、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な画像・動画を撮影・作成・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる　等

⑵ 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。いじめを受けた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。健やかでたくましい生徒を育て、心の通い合う、温かな人間関

係の中で、いじめに向かわない生徒を育てていく。

３　いじめの防止等のための体制　【別紙１参照】

校内におけるいじめの防止、早期発見及びその対処等に関する措置を組織的・実効的に行うための中核組織を常設し、情報収集や事情聴取及び指導・支援については生徒課及び関係機関との密接な連携を図る。

⑴ 組織の名称　　「いじめ対策委員会」

⑵ 構成員

ア　校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭（教育相談兼務）で構成。

イ　必要に応じて、対応事案に関係する教職員の参加やスクールソーシャルワーカー（SSW)、スクールカウンセラー（SC)、外部専門家を招聘する。

⑶ 役　割

ア　いじめ防止基本方針の策定及び見直し

イ　いじめの未然防止・対応のための年間計画の企画・実施

ウ　年間計画の進捗状況及び取組の有効性の検証（PDCA サイクルでの検証）

エ　定期的ないじめに関する情報の収集・記録、教職員間の共有化

オ　いじめ事案発生時に緊急会議を開催、事実関係の聴取や指導・支援体制、保護者や関係機関との連携などの対応方針の決定

カ　教職員へのいじめ理解促進の場や研修の企画・運営

キ　生徒、保護者及び地域からのいじめの相談・通報窓口

４　いじめの未然防止と早期発見

⑴ 未然防止のための方法

ア　いじめの情報共有の体制整備

イ　生徒の実態把握

㈠ 定期的な個人面談（年２回の面接週間での面談）

㈡ 定期的なアンケート（年２回の学校生活アンケート）

㈢ 日常的な観察と教職員の情報共有

（病名が明確な欠席理由以外等３日以上連続した欠席は本人・保護者に確認）

ウ　相談体制の整備

⑵ 早期発見のための方法

ア　道徳教育・ソーシャルスキルトレーニング等の推進

イ　自主的活動（生徒会活動・ＨＲ活動）

ウ　保護者や地域への啓発

エ　配慮を要する生徒への支援

オ　教職員の資質向上

カ　学校評価による取組の改善

(3) 年間指導計画　【別紙２参照】

いじめの未然防止・早期発見の基本的な考え方に基づき、教育活動全体を通じて、いじめの防止等に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、年間指導計画を定める。

【相談窓口】

相談窓口	相談内容	連絡先
24 時間子供 SOS ﾀﾞｲﾔﾙ	子どもの SOS 全般	0120-0-78310
ハロー電話「ともしび」	学校生活、家庭生活、子どもの心や発達に関する教育相談	055－931-8686
静岡県 LINE 相談		ID: @shizuokasoudan
こどもの人権 110 番	人権に関する相談	0120-007-110
LINE 人権相談	〃	ID: @linejinkensoudan
静岡県警察 東部地区少年ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ	少年の非行防止や被害少年支援に関する相談	080-1605-0774
児童相談所虐待対応 ﾀﾞｲﾔﾙ	虐待の通告・相談	189

５　いじめ発生時の対応

(1) 発生時の基本的な考え方

ア　発見、相談及び通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに教頭及び生徒指導主事に報告する。（24 時間以内）

イ　いじめ対策委員会を開き、ただちに情報収集にあたり、事案について適切な「いじめの認知」を実施します。（３日以内）

ウ　いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒については、いじめ行為に及んだ原因・背景を正確に把握し、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

エ　教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応する。

オ　程度の軽重を問わず速やかに静岡県教育委員会に報告する。

(2) 聞き取りの際の注意事項

ア　生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。

イ　関係者からの情報に食い違いがないか確認する。

ウ　情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないように細心の注意を払う。

エ　詳細かつ正確に記録を残す。記載者の主観や憶測は排除する。

オ　いじめを受けた生徒の辛さや不安に寄り添う。

（3）発見から指導までの組織的対応（フロー図）

いじめの発見・相談・通報

教職員（HR 担任、授業担当、部活動顧問など）

- いじめと疑われる行為を目撃
- 生徒、保護者、地域からの相談・通報
- アンケート等から発見
- その他学校生活の変化や欠席が続いている場合の対応からの発見

教職員

【報告】（24 時間以内）

教頭、生徒指導主事

いじめ対策委員会の開催（３日以内）（対応方針等の決定）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭

※ 事案により、HR 担任や部活動顧問、外部専門家など、柔軟に編成する。

対応方針、役割分担等の決定

ア 情報の収集：いじめを受けた生徒、いじめた生徒、関係者（複数の教員で対応）
聞き取り内容「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」

イ 対応方針：指導上の留意点

ウ 役割分担

- いじめを受けた生徒へ支援……生徒課・教育相談室
- いじめた生徒への指導……生徒課・教育相談室
- 周囲の生徒、全体への指導……HR 担任・副担任
- 双方の保護者への対応……HR 担任・副担任
- その他　※ 事案により部活動顧問など
- 静岡県教育委員会(高校教育課)への報告……管理職

支援・指導

基本的な考え方

ア　いじめた生徒に対しては、謝罪や責任だけではなく、生徒の社会性の向上や人格の成長等に主眼を置いた指導を行う。

イ　事実確認されたいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。

ウ　生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

● いじめを受けた生徒・保護者への支援

【基本的な姿勢】
- 事実関係を聴取する。
- いじめられている生徒にも責任があるという考えは持ってはならない。徹底して味方になる。
- 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- いじめに係る行為が少なくとも３か月止んでおり、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことをもって、いじめが解消したとする。

【支援】
- 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- いじめている側を絶対に許さないという姿勢を示す。
- 事態の状況に応じて、見守りを行うなど、安全に落ち着いて学習できる教育環境を確保する。
- 状況により、外部専門家の協力を要請する。
- 事情聴取やアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

● いじめた生徒・保護者への指導・助言

【基本的な姿勢】
- 事実関係を聴取する。
- いじめは人格を傷つける等、絶対に許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 当該生徒自身が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。

【指導・助言】
- 迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携した対応の協力を求める。
- 心理的な孤立感や疎外感を与えないよう、特別の指導計画による指導など毅然と対応する。
- 教育上必要があると認める場合は、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に懲戒を加える。

● いじめが起きた集団（観衆、傍観者）への働きかけ

- いじめに同調したり、はやしたてたりする行為（「観衆」）は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- 見て見ぬふりをする行為（「傍観者」）も、いじめを受けている生徒の孤独感・孤立感を強めることになるなど、自分の問題としてとらえさせる。
- 全ての生徒が、互いを尊重し認め合える集団づくりを進めるため、HR 担任を中心に、学校行事等を通じて、生徒一人一人の大切さを自覚した学級経営に努め、全教職員はそれを支援する。

● ネット上のいじめへの対応

・不適切な書き込み等があった場合、その事実（名誉棄損、プライバシー侵害等）を確認し、印刷・保存するとともに、関係生徒から事情聴取する。
・被害の拡大を回避するためのプロバイダへの削除要請や当該生徒・保護者に対する精神的ケア等について、いじめ対策委員会で対応を協議する。
・必要に応じて、所轄警察署や法務局等の外部機関と連携して対応する。

６　重大事態への対応

⑴ 重大事態の発生と報告

ア　重大事態とは、次のような場合をさす。

① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
・生徒が自殺を企図した場合
・心身に重大な被害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・いじめにより転学等を余儀なくされた場合　　など

② 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日間を目安とする）学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

イ　いじめに関する事案が重大事態であると判断した場合は、静岡県教育委員会に事態発生及び以下の項目について速やかに報告し、調査に関する指示を仰ぐ。
・いじめを受けた生徒の氏名、学年、性別、欠席期間、その他生徒の状況
・生徒、保護者から重大事態である旨の申し出があった場合は、その内容
　なお、生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、その時点で本校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

⑵ 重大事態への調査･･･調査主体が学校と判断された場合

ア　調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、①いつ（いつ頃から）、②誰から行われたか、③どのような態様であったか、④いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、⑤学校、教職員がどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ　いじめを受けた生徒からの聴き取り

聴き取りが可能	聴き取りが不可能（入院・死亡等）
・当該生徒から十分に聴き取る。 ・在籍生徒や教職員等に対するアンケートや聴き取りを検討する。 ・情報提供者の保守を最優先とする。	・当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴き取る。 ・当該生徒の保護者と今後の調査について協議する。 ・在籍生徒や教職員等に対するアンケートや聴き取りを検討する。

アンケートにより得られた情報については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や教職員等に説明する。

ウ　聴取した内容等を書面（別添：「聴取結果のとりまとめ・報告」）に取りまとめる。不登校の生徒への聴取を申し入れたが実施できなかった場合などには、その旨も記載する。

⑶ 調査結果等の提供及び報告

ア　いじめを受けた生徒及びその保護者への情報の提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。（第 28 条第２項）

そのため、調査により明らかになった事実関係（⑵－ア―①～⑤）について、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して説明する。

・情報の提供に当っては、「適時・適切な方法」で「経過報告」を付けるとともに、他の生徒のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分配慮した適切な提供を行う。この際、個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。

・調査結果及び今後の支援方策について、いじめを受けた生徒及びその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒及び保護者の所見をまとめた文書を、調査結果の報告に添えることができる。

イ　調査結果の報告

調査の結果については、静岡県教育委員会に報告する。

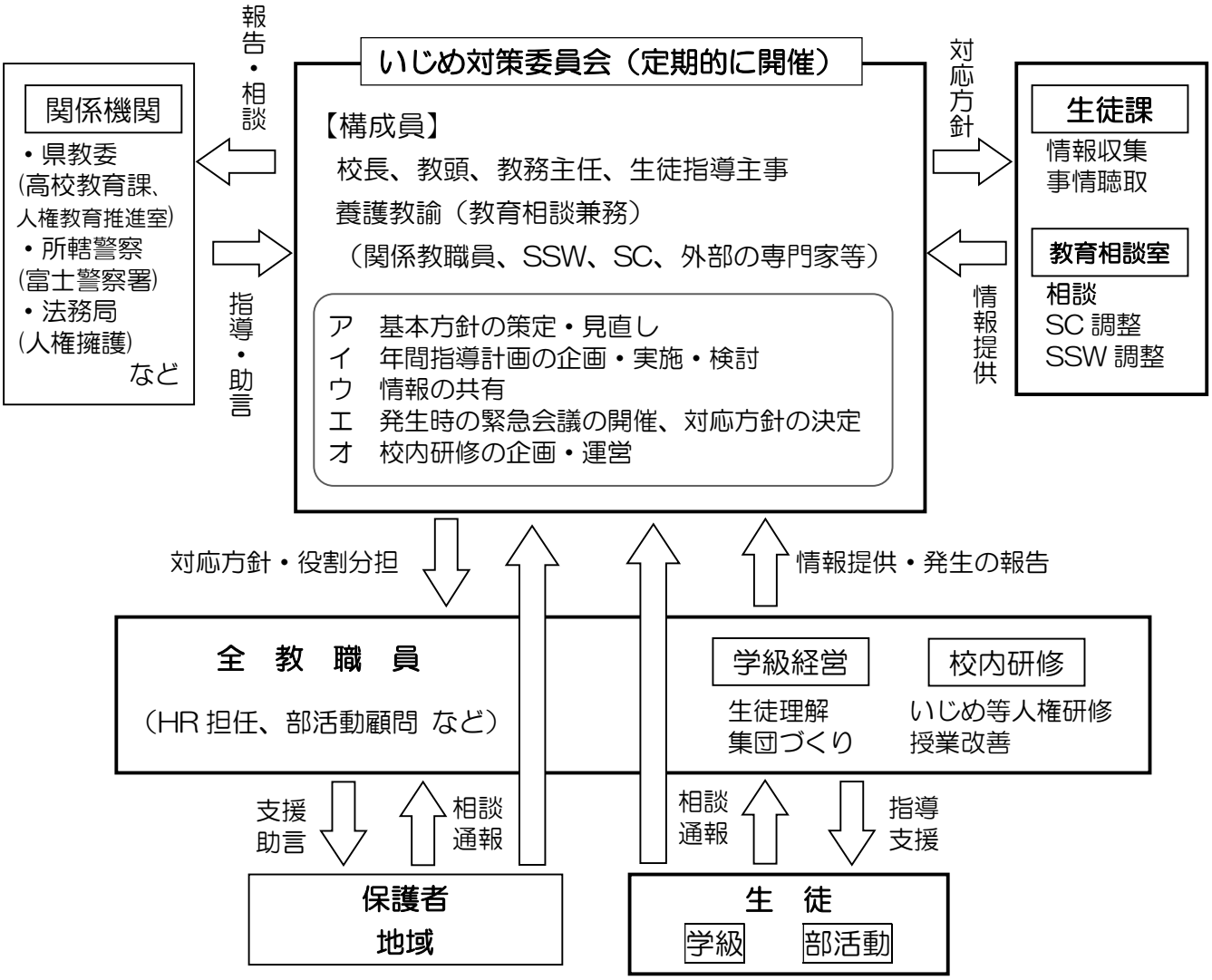
⑷ 報道機関への対応

ア　重大事態に関する情報発信・報道提供については、危機管理マニュアルで定めた広報体制計画に基づき対応する。

イ　対応の際は、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を心掛ける。

（別紙１）

いじめの防止等のための体制



（別紙２）

いじめの防止等のための年間指導計画（定時制）

月	１年	２年	３年	４年	職員
４月	ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ※ ｸﾞﾙｰﾌﾟｴﾝｶｳﾝﾀｰ 初期指導 相談窓口周知※ 面接週間	相談窓口周知※ 面接週間	相談窓口周知※ 面接週間	相談窓口周知※ 面接週間	いじめ対策委員会 基本方針 HP 公開
５月	心の教育学級懇談※	心の教育学級懇談※	心の教育学級懇談※	心の教育学級懇談※	情報交換会 学校評議委員会
６月	授業評価ｱﾝｹｰﾄ 学校生活ｱﾝｹｰﾄ※	授業評価ｱﾝｹｰﾄ 学校生活ｱﾝｹｰﾄ※	授業評価ｱﾝｹｰﾄ 学校生活ｱﾝｹｰﾄ※	授業評価ｱﾝｹｰﾄ 学校生活ｱﾝｹｰﾄ※ 進路ガイダンス	いじめ対策委員会
７月	生活体験文発表 球技大会 健康教育講座 防災講座 三者面談※	生活体験文発表 球技大会 健康教育講座 防災講座 三者面談※	生活体験文発表 球技大会 健康教育講座 防災講座 三者面談※	生活体験文発表 球技大会 健康教育講座 防災講座 三者面談※	教育相談研修
９月	面接週間	面接週間	面接週間	面接週間	情報交換会 いじめ対策委員会
10 月	遠足 あたたかみ教育	遠足 あたたかみ教育	修学旅行	遠足 あたたかみ教育	特別支援研修
11 月	文化祭 授業評価ｱﾝｹｰﾄ 学校生活ｱﾝｹｰﾄ※	文化祭 授業評価ｱﾝｹｰﾄ 学校生活ｱﾝｹｰﾄ※	文化祭 授業評価ｱﾝｹｰﾄ 学校生活ｱﾝｹｰﾄ※	文化祭 授業評価ｱﾝｹｰﾄ 学校生活ｱﾝｹｰﾄ※	情報交換会 いじめ対策委員会
12 月	薬学講座 主権者教育	薬学講座 主権者教育	薬学講座 主権者教育	薬学講座 主権者教育	
１月	合同文化祭	合同文化祭	合同文化祭	合同文化祭	情報交換会 いじめ対策委員会
２月	租税教室	租税教室	租税教室	租税教室	学校評議委員会
３月	進路ガイダンス	進路ガイダンス	進路ガイダンス		いじめ対策委員会
年間	総合的な探究の時間	総合的な探究の時間	総合的な探究の時間	総合的な探究の時間	

【通年】１　登校時の健康観察により、生徒の変化の早期発見に努める。

２　総合的な探究の時間の中で「人間関係づくりプログラム」を活用するなどして、生徒の状況把握とより良い人間関係を構築する能力を育む。

（注）年間指導計画内の※は保護者対象

（別紙３の１）生徒課記入

いじめ指導記録簿

静岡県立富士高等学校「いじめ対策委員会」

感情を抑えて、事実を淡々と、時系列で記録する。

①	対象生徒	年　組　番	氏名	（男・女）
②	関係生徒	年　組　番（男・女）	年　組　番（男・女）	
		年　組　番（男・女）	年　組　番（男・女）	
③	記録日時 記録者	年　月　日（　）		
④	内　容	①いつ　②どこで　③誰が　④何を　⑤どのように ⑥なぜ　⑦その時の気持ち　⑧現在の気持ち		
⑤	第一報の状況	「いつ」「誰が」「誰に」「どのような報告内容」であったか		

（別紙３の２）管理職記入

対　応　状　況（支援、指導・助言等）		
月　日	いじめを受けた生徒、保護者への 対応内容	いじめた生徒、保護者への 対応内容

・いじめられた（いじめた）生徒の状況及び支援・指導内容、対応内容、保護者への指導・助言内容、今後の支援・指導方針等を簡潔に記載する。
・聴取内容等の詳細は別紙（様式自由）に記載し添付する。

（別紙４）

聴取結果等のとりまとめ・報告（管理職記入）

１　当該生徒

⑴ 学校名　　静岡県立富士高等学校

⑵ 学年・学級・性別　　年　　組　　番　（ 男・女 ）

⑶ 氏　名　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　欠席期間･当該生徒の状況

⑴ 期　間　　年　月　日 ～　　年　月　日

⑵ 状　況

３　調査の概要

⑴ 調査期間　　年　月　日 ～　　年　月　日

⑵ 調査組織　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑶ 外部専門家が調査に参加した場合は当該者の属性

４　聴取内容

⑴ 当該生徒・保護者

⑵ 教職員

⑶ 関係する生徒・保護者

⑷ その他

５　今後の当該生徒への支援方策

（別紙５）

広報体制

＜マスコミ対応での配慮事項＞

１　事実を正確に公開することを原則とする。
２　関係者の基本的人権の尊重に配慮する。
３　解決に向けてマスコミの活用を図る。
４　マスコミ取材の心得・態度をしっかりする。
５　誤った報道は訂正を要求し、しかるべき法的処置をとることも検討する。
６　やむなく情報を公表するのではなく、学校の主体的判断のもとに対応する。

心得・態度
①　ウソは禁物
②　言えないことは「言えない」という
③　知ったかぶりは禁物
④　逃げない・待たせない
⑤　締め切り時間への配慮
⑥　資料は先手を打って配布する
⑦　率直な陳謝
⑧　解禁条件付きの発表方式

係	場　所	担　　当	任　務　及　び　留　意　事　項
本 部	応接室	本部長・・・・校長 広報責任者・・教頭 本部職員 事務長 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 該当職員	１総指揮及び指令　（校長） ２記者取材及び保護者会用文書の作成（教務） ・事実は正確に、隠さない、箇条書き、5W1Hを具体的に ・発表文書以外はノーコメントで対応できるよう作成 ３取材後の内容まとめ　（教務） ４マスコミとの相互確認及び依頼事項（教頭） ・教育環境を破壊しない ・取材会場、時間、受付方法 ・立ち入り及び撮影許可場所（校門から玄関付近） ・ﾏｽｺﾐ幹事社（ﾏｽｺﾐ窓口）決定、可能なら代表取材依頼 ・取材は録音、ﾒﾓを取る、質問者は社名と名前を言う ・保護者会は代表取材とする（カメラ１人、記者１人） ・保護者会へのﾏｽｺﾐ同席は可否を保護者に諮る
会場・ 受 付	代表取材 →小会議室	教務	１会場設営（机、椅子、録音準備） ２受付は名刺または名前、所属報道機関名、配属部署記入
取 材	共同取材 →小会議室 保護者会 取材 **→視聴覚室**	校長、教頭、教務主任	１取材対応は１人、文章を配布して読む（校長） 質問事項には、逃げない、憶測で言わない。反論するときは反論する、文章以上のことは原則としてノーコメント ２会見内容メモ　（教頭） ３録音　（教務主任）
渉 外		事務、生徒課	１撮影場所及び立ち入り禁止場所の指示 ２駐車場の誘導 ３来客、電話対応